

単身赴任手当 支給ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

| 単身赴任手当とは？

単身赴任手当は、会社からの転勤命令により、やむを得ず家族と離れて暮らすことになった従業員の経済的負担を軽減するために支給される手当です。主な目的は、赴任先での家賃や光熱費、食費など、二重にかかる生活費の一部を補填することにあります。

支給条件は、一般的には「会社からの転勤命令」があり、「配偶者や扶養家族と別居して単身で赴任している」ことが基本的な条件となります。赴任先までの距離や別居期間、家族構成など、より詳細な条件を設けている企業もあります。

手当の金額も企業によって差がありますが、厚生労働省管轄の中央労働委員会による「令和5年賃金事情等総合調査」によると、定額制の平均は約3万9900円、変動制では3万～8万円程度が相場です。福利厚生の一環として、この手当を重視する企業も増えています。

| 単身赴任の手当の種類と税務上の取り扱い

企業によっては、単身赴任手当の他に、以下のような手当や補助が用意されている場合があります。

住宅手当（家賃補助）	赴任先の住居費の一部を補助	帰省手当（旅費）	家族のもとへ帰省する際の交通費などを補助
引越し手当（転勤支度金）	転勤に伴う引越し費用を補助	地域手当	赴任先の物価水準に応じて支給
外地手当（海外赴任手当）	海外赴任者向けの手当		

これらの単身赴任手当（名称に関わらず生活費補助とみなされるもの）は、原則として給与所得として扱われ、所得税の課税対象となります。ただし、職務遂行のための出張旅費など、一部非課税となるケースもあります。課税対象か不明な場合は、税理士などの専門家に確認すると安全です。

■ 単身赴任手当の注意点

単身赴任手当を運用する際には、いくつか注意点があります。

■ 就業規則への明記

支給対象者、支給条件、金額、期間などの詳細を就業規則や賃金規程に明確に定めておくことで、従業員との認識のずれやトラブルを防ぎます。

■ 関連手続きの案内

従業員が行う住民票の移動や免許証の住所変更などの手続きについて、会社からも案内し、不明点があれば相談に乗るなどサポートすると親切です。

■ 児童手当の扱い（2025年4月時点）

児童手当は、原則として児童の生計を維持する程度が高い方（所得が高い方など）が受給者となります。単身赴任により受給者が住民票を移した場合、一般的には赴任先の市区町村で手続きを行います。状況により異なります。手続き先や必要書類について、必ず事前に市区町村へ確認することが重要です。

